

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付要綱

令和6年5月7日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町の人口の減少を抑制し、地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う者に対し、予算の範囲内において移住・定住促進新築住宅建設補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設 建築又は売買による取得をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了から起算して1年以上経過しているものを除く。）をいう。
- (3) 専用住宅 居住のためだけに建てられた住宅をいう。
- (4) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供する部分が結合している住宅をいう。
- (5) 住宅建設費 建物本体の工事費又は取得費をいう。ただし、土地購入費、外構工事等の附帯工事費及び町の補助を受ける浄化槽設置整備費等を除く。
- (6) 移住者 本町の住民基本台帳に登録された日以前5年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後5年以内である者（企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録された者は除く。）をいう。
- (7) Uターン者 本町の住民基本台帳に登録された日以前3年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後5年以内である者のうち、過去に本町に住所を有していた者、又は父、母、祖父母のいずれかが町内に住所を有する者をいう。

(補助金交付対象の新築住宅)

第3条 補助金交付対象となる新築住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金申請日から6か月以内に建設（建築の場合にあつては完成引渡しを受けた時点、売買により取得した場合によっては契約成立時点）した専用住宅又は併用住宅であること。
- (2) 玄関、居室、便所、風呂及び台所を備え、床面積が50平方メートルを超える住宅であること。
- (3) 併用住宅の場合は、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50平方メートルを超えること。

（補助金交付対象者）

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する新築住宅を建設した者（法人を除く。）であつて、第6条第1項の規定による申請の日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅取得者の年齢が45歳未満で、18歳以下の同居同一世帯の親族を1人以上有する者であること。ただし、農林業従事者又は、高森町商工会会員かつ一般社団法人高森観光推進機構の協力事業所に登録している者（以下「商工業従事者」という。）の場合は単身でも可とする。
- (2) 交付対象となる新築住宅に住居登録していること。
- (3) 高森町に5年以上継続して定住する意思があること。
- (4) 納税義務のある申請者及び同居者に市町村税・その他の納付金等の滞納がないこと。
- (5) 行政区に加入していること。
- (6) 移住者以外が申請する場合は、町内に2親等内の所有する住宅がないこと。
- (7) Uターン者については、前6号以外のいずれにも該当するものとする。
- (8) 申請者は交付対象者であること。ただし、世帯員にUターン者が含まれる場合は、Uターン者からの申請として取り扱うものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住宅建設費（併用住宅の場合は店舗・事務所に専有する床面積の部分の金額を除く。）の100分の10以内の額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は100万円と

する。

- 2 交付対象者が移住者である場合、前項の規定にかかわらず補助金の額は住宅建設費（併用住宅の場合は店舗・事務所等に専有する床面積の部分の金額を除く。）の100分の25以内の額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は500万円とする。
- 3 前2項の補助金額に、交付対象者と同居する18歳以下（申請時において18歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある）の者1人につき10万円を加算するものとする。
- 4 交付対象者がUターン者の場合は、第1項の規定を適用する。
- 5 交付対象者が単身の農林業従事者又は商工業従事者の場合の補助金の額は、住宅建設費（併用住宅の場合は店舗・事務所に専有する床面積の部分の金額を除く。）の100分の10以内の額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は50万円とする。
- 6 補助金の交付は、当該交付対象者につき1回限りとする。

（補助金交付の申請）

第6条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、高森町定住促進新築住宅建設補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票（移住者の場合は戸籍の附票）
- (2) 確認済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による場合）又は建築工事届の写し（同法第15条第1項の規定による場合）
- (3) 住宅の建設を証する書類の写し（工事請負契約書、工事完了引渡し証明書、売買契約書、内訳書）
- (4) 工事概要が分かる図面（位置図、案内図、平面図等）
- (5) 納税義務のある申請者及び同居者の過去3年度分の市町村税等の滞納がないことの証明書
- (6) 定住誓約書（様式第2号）
- (7) 行政区加入証明書（様式第3号）

- (8) 同意書（様式第4号）
- (9) 単身の農林業従事者の場合は、農地台帳及び申告書の写し
- (10) 単身の商工業従事者の場合は、高森町商工会会員及び一般社団法人高森観光推進機構の協力事業所に登録していることが分かる書類
- (11) その他町長が必要と認めるもの

2 補助金交付申請申込期間は、住宅建設後6か月以内とする。

（補助金交付決定）

第7条 町長は、前条による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、
適当と認めたときは、高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付決定通知書（様
式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（現況の調査）

第8条 町長は、補助金の交付を申請する者に対し、交付要件に関する現況等について
報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の請求及び実績報告）

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた者は、高森町移住・定住促進新築住宅建
設補助金交付請求所兼実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、町長
に提出しなければならない。

- (1) 新築住宅の登記事項証明書（未登記の場合は現況証明書）
- (2) 新築住宅の完成写真
- (3) 工事完了引渡し証明書の写し
- (4) 検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による場合）
- (5) 工事請負変更契約書及び内訳書等（請負代金額に変更がある場合）
- (6) その他町長が必要と認めるもの

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したとき
は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付

を受けたとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは、高森町移住・定住促進陳地区住宅建設補助金取消通知書（様式第7号）により補助金の決定を受けた者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則(令和7年4月17日告示第27号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和7年10月1日告示第62号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年1月30日告示第36号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

高森町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

㊟

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付申請書

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 申請者区分 移住者・その他
- 3 新築住宅の概要
- (1)建設場所 高森町大字
- (2)建設の種類 建築・売買
- (3)建設の時期 建築 建築契約年月日 年 月 日
完成引渡日 年 月 日
売買 契約日 年 月 日
引渡日 年 月 日
- (4)住宅の種類 専用住宅・併用住宅
- (5)床面積 m²
うち店舗、事務所等の専有面積 m²
- (6)住宅建設費 建物本体工事費(取得費) 円

※外構、造成、解体、水道引込、付属家、設計料、確認申請手数料、地盤調査費、浄化槽設置整備費等の町補助金等を除く

4 世帯の概要

氏名	続柄	生年月日	年齢
	申請者本人	年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

5 添付書類

- (1) 申請者及び同居者全員の住民票（移住者の場合は戸籍の附票）
- (2) 確認済証の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による場合）
又は建築工事届の写し（建築基準法第15条第1項の規定による場合）
- (3) 住宅の建設を証する書類の写し（工事請負契約書、工事完了引渡証明書、売買契約書、
内訳書等）
- (4) 工事概要が分かる図面（位置図、案内図、平面図等）
- (5) 納税義務のある申請者及び同居者の過去3年度分の市町村税等の滞りがないことの証
明書
- (6) 定住契約書（様式第2号）
- (7) 行政区加入証明書（様式第3号）
- (8) 同意書（様式第4号）
- (9) 農地台帳及び申告書の写し（単身の農林業従事者の場合）
- (10) 高森町商工会会員及び一般社団法人高森観光推進機構の協力事業所に登録している
ことが分かる書類（単身の商工業従事者の場合）
- (11) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

高森町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号



定住誓約書

私は、今後5年間以上継続して高森町に定住することを誓約します。
なお、5年未満で町外に転出する場合、補助金は返還します。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

行政区加入証明書

住所 高森町大字 _____
氏名 _____

上記の者は行政区に加入していることを証明します。

行政区名 _____

駐在嘱託員 _____ (印)

様式第4号(第6条関係)

同意書

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金の交付を申請するにあたり、交付要件に関する現況について、報告又は調査を行うことに同意します。

年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

高森町長

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金
について、高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付要綱第7条第1項の規定により下
記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 申請者区分 移住者・その他
- 3 新築住宅の概要
 - (1)建設場所 高森町大字
 - (2)建設の種類 建築・売買

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

高森町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

㊟

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付請求書兼実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金について、下記のとおり完了したので関係書類を添えて実績報告します。

よって、補助金を交付されるよう、高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 申請者区分 移住者・その他

3 添付書類

- (1) 新築住宅の登記事項証明書(未登記の場合は現況証明書)
- (2) 新築住宅の完成写真
- (3) 工事完了引渡証明書の写し
- (4) 検査済証の写し(建築基準法第6条第1項の規定による場合)
- (5) 工事請負変更契約書及び内訳書(申請時より請負代金に変更がある場合)

4 振込指定口座

金融機関	
本支店名	
口座種別	普通 当座 その他()
口座番号	
フリガナ 口座名義人	-----

※申請者が口座名義人となっているもの

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

高森町長

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金取消通知書

年 月 日付けで申請のあった高森町定住促進新築住宅建設補助金について、高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消し理由

様式第 8 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

高森町長

高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金返還命令書

年 月 日付で交付決定のあった高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金について、高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 補助金返還命令額 金 円
- 2 補助金返還期限 年 月 日
- 3 補助金返還命令理由 高森町移住・定住促進新築住宅建設補助金取消通知書のとおり

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)